

住民税非課税世帯等支援補足給付金（均等割のみ課税世帯分） 支給要件確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。目安としてご活用ください。

給付金額：
該当世帯の世帯主に
10万円

はい →
いいえ →

令和5年12月1日現在糸島市に住民登録(住民票)がある
→ いいえ → **対象外**

はい ↓
令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯である
※住民税均等割のみ課税されている世帯とは次の①、②のいずれかに該当する場合をいいます。
①令和5年度均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯
②令和5年度均等割のみ課税されているものと非課税者で構成されている世帯
①単身世帯 ①複数人世帯 ②複数人世帯
令和5年度住民税均等割のみ課税者
令和5年度住民税非課税者
→ いいえ → **対象外**

・住民税非課税世帯への給付金(7万円)の対象世帯
・令和5年度住民税所得割が課税されている世帯
住民税の課税状況については、「納税通知書」または「特別徴収税額決定通知書」をご確認ください。
令和5年度の住民税が糸島市で課税されている人については、均等割の金額は5,500円です。年税額が5,600円以上のときは所得割が課税されています。

はい ↓
住民税課税者の被扶養者と事業専従者だけで構成されている世帯である
→ はい → **対象外**

・別居の親・配偶者・子等から扶養されている(例：一人暮らしをしている大学生、社会人1年目で令和4年中は親に扶養されていた、単身赴任中の配偶者がいる 等)

いいえ ↓
他の市区町村から同制度の給付金を受給した
→ はい → **対象外**

・転入者で他の市区町村から既に給付金を受給した

いいえ ↓
糸島市から支給についてのお知らせ通知が届いた
→ はい → **手続きは不要です。**
★対象外であるにも関わらず、通知が届いた場合は速やかにコールセンターへ連絡してください。

いいえ ↓
糸島市から支給要件確認書が届いた
→ はい → **確認書を返送してください。**
確認書の返送期限は、**令和6年4月30日(火)**です。※消印有効

給付金を受け取れる可能性があります。申請書を提出してください。
申請書の提出期限は、**令和6年4月30日(火)**です。※消印有効

・令和5年1月2日以降に市外から糸島市に転入した世帯員がいる
・最近行った税の修正申告等により均等割のみ課税世帯になった